

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

保育管理課

1 改正理由

小合保育園（都営住宅併設）の移転、南高砂保育園と東高砂保育園を統合し新たに保育園（都営住宅併設）を設置することに伴い、必要な事項を定めるもの。

2 改正概要

(1) 小合保育園

①位置

「南水元三丁目3番5号」から「南水元三丁目3番11号」に改める。

②移転予定日

葛飾区規則で定める日

(2) 南高砂保育園及び東高砂保育園

①名称

「南高砂保育園」と「東高砂保育園」を削除し、「新高砂保育園」を追加する。

②位置

「高砂四丁目1番32-101号」、「高砂四丁目2番55-101号」を削除し、「高砂四丁目1番49号」を追加する。

③移転予定日

葛飾区規則で定める日

3 施行予定日

葛飾区規則で定める日から施行する。

4 新旧対象表

別紙のとおり

5 その他

(1) 小合保育園の概要

- ①建築面積 789㎡
- ②構造 鉄筋コンクリート造 6階建ての1階部分
(都営住宅併設)
- ③保育開始予定 平成24年4月
- ④保育園の民営化

平成24年4月から運営委託の導入を行う。導入とあわせて、2時間の延長保育を実施するほか、平成24年度中に病後児保育、休日保育を実施する予定である。

(2) 新高砂保育園の概要

①統合後の定員

(人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
新高砂保育園	6	15	17	22	22	22	104

- ②建築面積 843㎡
- ③構造 鉄筋コンクリート造 11階建ての1階部分
(都営住宅併設)
- ④保育開始予定 平成24年7月

別紙

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案														
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、葛飾区保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="151 992 837 1189"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〃南高砂保育園</td> <td>〃高砂四丁目1番32-101号</td> </tr> <tr> <td>〃小合保育園</td> <td>〃南水元三丁目3番5号</td> </tr> <tr> <td>〃東高砂保育園</td> <td>〃高砂四丁目2番55-101号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	〃南高砂保育園	〃高砂四丁目1番32-101号	〃小合保育園	〃南水元三丁目3番5号	〃東高砂保育園	〃高砂四丁目2番55-101号	<p>改正案</p> <p>別表(第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="861 992 1524 1153"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〃新高砂保育園</td> <td>〃高砂四丁目1番49号</td> </tr> <tr> <td>〃小合保育園</td> <td>〃南水元三丁目3番11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>付則</p> <p><u>この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。</u></p>	名称	位置	〃新高砂保育園	〃高砂四丁目1番49号	〃小合保育園	〃南水元三丁目3番11号
名称	位置														
〃南高砂保育園	〃高砂四丁目1番32-101号														
〃小合保育園	〃南水元三丁目3番5号														
〃東高砂保育園	〃高砂四丁目2番55-101号														
名称	位置														
〃新高砂保育園	〃高砂四丁目1番49号														
〃小合保育園	〃南水元三丁目3番11号														

